

民間児童福祉施設職員応援給付金の給付について

新型コロナウイルスの緊急事態宣言下において、事業の継続に協力し、直接的なサービス提供に従事した保育士等のモチベーションを維持し、活動の促進等を図るため、民間保育所等に応援金を給付するものです。

1. 給付対象

新型コロナウイルスの緊急事態宣言下において事業継続の要請をした民間保育所等

- ・保育所（4園）
- ・認定こども園（1園）
- ・地域型保育事業所（5事業所）
- ・幼稚園（2園）
- ・放課後児童クラブ（20事業所）

2. 応援金の使途

民間保育所等サービスの継続と職員のモチベーションの維持、活動の促進を図るための経費等

3. 給付額

1施設あたり 10万円

4. 応援金給付スキーム

愛知県が実施する応援金（10万円／施設）に合わせて実施するものです。